

所得税と住民税の 申告はお早めに

2月16日から3月15日まで

消費税
平成十六年中の売上げが一千万円を超えた方は、
消費税の申告が必要となります。
4月2日まで

所得税のかからないと思われ
る方でも住民税の申告は
必要です。

今年もいよいよ申告の時期になり
ました。

この申告によって、所得税が確
定し、町県民税、国民健康保険税
の基礎資料となります。

申告のないときは、所得証明が
できなかつたり、正しい課税がで
きませんので、必ず申告しましょう。



申告会場は米子コンベンションセンター（ビッグシップ）

米子税務署では、申告相談を実施しません。

（1月23日～3月15日、土・日・祝日を除きます）

所得税
事業税
住民税

3月15日 (木) まで

消費税

4月2日 (月) まで

申告と納税は、正しく、お早めに。

2007

2

号外